

安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安芸高田市国民健康保険税条例(平成 16 年条例第 115 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第 1 条及び第 2 条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 314 条の</p>	<p>第 1 条及び第 2 条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 314 条の</p>

2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に 100 分の 7.60 を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第 4 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 29,400 円 とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第 5 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第 7 条の 2 及び第 23 条第 1 項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第 3 号、第 7 条の 2 及び第 23 条第 1 項において同じ。)以外の世帯 18,900 円

(2) 特定世帯 9,450 円

(3) 特定継続世帯 14,175 円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 2.70 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均

2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に 100 分の 6.78 を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第 4 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 29,100 円 とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第 5 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第 7 条の 2 及び第 23 条第 1 項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第 3 号、第 7 条の 2 及び第 23 条第 1 項において同じ。)以外の世帯 18,800 円

(2) 特定世帯 9,400 円

(3) 特定継続世帯 14,100 円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 2.52 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均

<p>等割額)</p> <p>第 7 条 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>10,500 円</u>とする。</p> <p>第 7 条の 2 (略)</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第 8 条 第 2 条第 4 項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100 分の 2.04</u> を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第 9 条 第 2 条第 4 項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1 人について <u>10,300 円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第 9 条の 2 第 2 条第 4 項の世帯別平等割額は、1 世帯について <u>5,000 円</u>とする。</p>	<p>等割額)</p> <p>第 7 条 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>10,400 円</u>とする。</p> <p>第 7 条の 2 (略)</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第 8 条 第 2 条第 4 項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100 分の 2.03</u> を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第 9 条 第 2 条第 4 項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1 人について <u>10,200 円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第 9 条の 2 第 2 条第 4 項の世帯別平等割額は、1 世帯について <u>4,900 円</u>とする。</p>
<p>第 10 条から第 21 条及び第 22 条まで (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 22 万円を超える場合には、22 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中</p>	<p>第 10 条から第 21 条及び第 22 条まで (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 22 万円を超える場合には、22 万円)並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中</p>

に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 20,580 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,230 円

(イ) 特定世帯 6,615 円

(ウ) 特定継続世帯 9,923 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)1 人について 7,350 円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 7,210 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 3,500 円

(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上

に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 20,370 円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,160 円

(イ) 特定世帯 6,580 円

(ウ) 特定継続世帯 9,870 円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。)1 人について 7,280 円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 7,140 円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 3,430 円

(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上

の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 14,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,450円

(イ) 特定世帯 4,725円

(ウ) 特定継続世帯 7,088円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被
保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1
人について 5,250円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課
税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につい
て 5,150円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について
2,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の
合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険
の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上
の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数
に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一
世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯
に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
5,880円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 14,550円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,400円

(イ) 特定世帯 4,700円

(ウ) 特定継続世帯 7,050円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保
険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1
人について 5,200円

エ (略)

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課
税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につい
て 5,100円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について
2,450円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の
合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険
の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上
の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数
に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一
世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯
に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について
5,820円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次
に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,780 円
(イ) 特定世帯 1,890 円
(ウ) 特定継続世帯 2,835 円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,100 円
- エ (略)
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,060 円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,000 円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,410 円
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,350 円
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,760 円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,700 円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,575 円
イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,625 円
ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,200 円

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,760 円
(イ) 特定世帯 1,880 円
(ウ) 特定継続世帯 2,820 円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,080 円
- エ (略)
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,040 円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 980 円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,365 円
イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,275 円
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,640 円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,550 円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,560 円
イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,600 円
ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,160 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,250 円
3 (略)

第 23 条の 2 から第 26 条まで (略)

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,200 円
3 (略)

第 23 条の 2 から第 26 条まで (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の安芸高田市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。